日本農林規格の改正について

「集成材」

集成材の日本農林規格の見直しについて (案)

平成28年6月29日農林水産省

1 趣旨

農林物資の規格化等に関する法律(昭和25年法律第175号)第9条において準用する第7条第1項の規定に基づき、集成材の日本農林規格(平成19年9月25日農林水産省告示第1152号)について所要の見直しを行う。

なお、同日本農林規格は、「JAS規格の制定・見直しの基準」(平成24年 2月24日農林物資規格調査会決定)に定める標準規格に該当する。

2 内容

集成材の接着性能に関する表示事項として、使用した接着剤を追加する。

○集成材の日本農林規格(平成19年9月25日農林水産省告示第1152号)

○ 果	「お豚部ガは以上部ガ)		
改正案	現行		
(構造用集成材の規格)	(構造用集成材の規格)		
第5条 構造用集成材の規格は、次のとおりとする。	第5条 構造用集成材の規格は、次のとおりとする。		
区 分 基 準	区 分 基 準		
品 (略) (略)	品 (略) (略)		
(略) (略)	(略) (略)		
質 (略) (略)	質 (略) (略)		
(略) (略)	(略) (略)		
(略) (略)	(略) (略)		
(略) (略)	(略) (略)		
(略) (略)	(略) (略)		
(略) (略)	(略) (略)		
(略) (略)	(略) (略)		
(略) (略)	(略) (略)		
(略) (略)	(略) (略)		
(略) (略)	(略) (略)		
材 (略) (略)	材 (略) (略)		
(略) (略)	(略) (略)		
表 (略) (略)	表(略)(略)		
表示の方法 1 表示事項の項の1の(1)から(8)までに掲げる事項の表示は、次に規定す	表示の方法 1 表示事項の項の1の(1)から(8)までに掲げる事項の表示は、次に規定す		
示 る方法によって行われていること。	示 る方法によって行われていること。		
	$(1) \sim (3) (略)$		
(4) 接着性能	(4) 接着性能		
ア 使用環境については、「使用環境A」、「使用環境B」又は「使用	「使用環境A」、「使用環境B」又は「使用環境C」と記載するこ		
環境C」と記載すること。	<u> </u>		
<u>イ</u> <u>壁、床又は屋根に用いるものとして製造されたものに使用する接着</u>			
剤については、使用環境の後に括弧を付して、接着剤名又は接着剤の			
記号(レゾルシノール樹脂にあっては「RF」、レゾルシノール・			
フェノール樹脂にあっては「RPF」、メラミン樹脂にあっては「M			
<u>F」、水性高分子イソシアネート系樹脂にあっては「API」、メラ</u>			
ミンユリア共縮合樹脂にあっては「MUF」)を記載すること。ただ			
し、積層方向と長さ方向で異なる接着剤を用いた場合は、(積層:			
(5)~(8) (略)	(5)~(8) (略)		
2~9 (略)	2~9 (略)		
(略)	(略) (略)		

パブリックコメント等募集結果

集成材の日本農林規格の一部改正案

- 1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要(募集期間:H28.5.19~6.17)
 - (1) 受付件数 6件(企業4、団体1、法人1)
 - (2) 意見と考え方 別紙のとおり
- 2. 事前意図公告によるコメント (募集期間: H28.4.27~H28.6.26)

受付件数 なし

集成材の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に 対する考え方について

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
第5条 構造用集成材		
構造用集成材は、柱、はり等の軸材利用がほとんどであり、壁、床等の面材利用はあまりない状況である。 そのため、壁、床及び屋根以外に用いる場合については、接着剤の表示を不要としてほしい。	3	御意見を踏まえ、壁、床又は屋根に用いるものとして製造されたものに限り表示事項に追加することとしました。
表示を強制するのではなく、工場が表示を選 択できるようにしてほしい。	1	施工段階において、接着剤の種類を確認 できるようにすることが必要であること から、壁、床又は屋根に用いるものとし て製造されたものに限り表示事項に追加 することとしました。
接着剤の使用環境は接着剤の種類によりほぼ 決定されることから、使用環境又は使用した 接着剤のどちらか一方が表示されていれば十 分ではないか。	1	同じ種類の接着剤であっても使用環境が 異なる場合もあることから、使用環境及 び使用した接着剤の両方が表示されてい る必要があると考えます。 また、施工段階において、接着剤の種類 を確認できるようにすることが必要であ ることから、壁、床又は屋根に用いるも のとして製造されたものに限り表示事項 に追加することとしました。
JAS規格に記載されていない接着剤であっても 同等性能が確認されたものであれば使用が認 められているが、それらの接着剤については どのように表示するのか。	1	記号が記載されていないものについては、接着剤名による表示をお願いします。

^{*} その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係がないものでしたので御意見として 承り、今後の参考とさせていただきます。